

代理人による印鑑登録の手続きについて

● 代理人によって印鑑登録を行う場合は、**登録申請者**、**代理人**が必要です。

・**登録申請者**: 印鑑登録をする人。

(条件) 渋川市の住民基本台帳に記録されている人。
ただし、15歳未満の人および意思能力を有しない者は除きます。
※認知症などにより印鑑登録について本人の意思が確認できない人、成年被後見人は登録することができません。

・**代理人**: 申請者の代わりに市民課の窓口等で手続きを行う人。

・**代筆者**: 登録申請者が自署できない場合代筆する人。

・代理人と代筆者は兼ねることができません。

◎ 申請から登録までの流れ

I. 代理人来庁1度目

1. 代理人が**登録する印鑑** **代理人の印鑑** を持参する。**印鑑登録申請書** **代理人選任届** を受け取る。

2. 上記の書類を持ち帰り、**登録申請者**、**代理人**が上記の書類に必要事項を記入、押印する。

II. 代理人来庁2度目

3. 代理人が**登録する印鑑** **印鑑登録申請書** **代理人選任届** を持参する。

※窓口に来ることができない理由について、関係機関に状況確認をする場合があります。
※電話や訪問により、御本人の意思に基づく申請であるか確認する場合があります。

4. **照会回答書**(市から**登録申請者**本人宛(住所登録地)に郵送)を受け取る。

※↑または入院・入所先

5. **照会回答書**に**登録申請者**が必要事項を記入、押印する。

III. 代理人来庁3度目 (来庁2度目と同じ窓口に来てください。)

6. 代理人が**照会回答書**と**登録する印鑑**及び**登録申請者**、**代理人**それぞれの**本人確認書類** (保険証、免許証など) を持参する。

7. 印鑑登録証受領欄に**代理人**氏名を記入する。

手続き終了→代理人に印鑑登録証をお渡しします。

同時に印鑑登録証明書を取ることも可能です。